

イメージ図①【多子軽減】

(現行制度)

年齢制限により第2子以降の負担軽減が限定的

小4

小3

小2

小1



対象外
小学生はカウントしない

5歳
(年長)

4歳
(年中)

3歳
(年少)

2歳

1歳

0歳



第1子の扱い
保育料満額



第2子の扱い
保育料半額

(改正制度)

負担軽減を完全実施

小4

小3

小2

小1

5歳
(年長)

4歳
(年中)

3歳
(年少)

2歳

1歳

0歳



第1子の扱い



第2子の扱い
保育料半額



第3子の扱い
保育料無料



イメージ図②【ひとり親等軽減】

(現行制度)

小4

小3

小2

小1

対象外
小学生はカウントしない

5歳
(年長)

4歳
(年中)

3歳
(年少)

2歳

1歳

0歳

第1子の扱い
保育料優遇あるが満額

第2子の扱い
保育料優遇の半額

(改正制度)

小4

小3

小2

小1

5歳
(年長)

4歳
(年中)

3歳
(年少)

2歳

1歳

0歳

第1子の扱い

第2子の扱い
保育料無料

第3子の扱い
保育料無料